

東京都板橋区農業委員会

第23期第14回定例総会議事録

平成30年8月27日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 23 期第 14 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 平成 30 年 8 月 27 日 (月) 午後 2 時

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

出席委員 10 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中 清	6		10	染宮 利章
3		7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議 事

1 協議事項

- (1) 引続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について 2件
(資料1)
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について 1件
(資料2)
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について
(資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計 5件 内訳：4条関係4件 5条関係1件
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (資料6)
- (4) 国有農地見回り調査の結果について (資料7)
- (5) 農業委員視察の実施について (資料8)

3 その他

- (1) その他

4 次回日程

日 時 平成30年9月21日(金) 午後2時 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	田中 喜一郎	会長
署名委員	石井 勉	委員
	本橋 政春	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	滝口 憲一	農政担当係長
	水株 利子	書記

事務局 長	<p>只今より、第14回農業委員会定例総会を開会させていただきます。会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、石井委員、本橋委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。 それでは、協議事項(1) 引続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局おねがいをいたします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1をご覧ください。2件ございます。1件目の土地の所有者住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりです。土地の所在は成増四丁目807番・808番で、生産緑地面積は1953平方メートルです。平成30年7月27日に染宮委員に現地確認し、利用状況につきましては、指摘事項はございませんでした。 2件目の土地の所有者住所、氏名は記載のとおりです。土地の所在は徳丸七丁目84番6、生産緑地面積は983平方メートルです。平成30年8月9日に田中喜一郎会長に現地確認を行っていただいております。現地の状況につきましては、指摘事項はございませんでした。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございます。 これにつきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問等ないようですので、引続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することといたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>ご異議がないようですので、引続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することといたします。</p> <p>続きまして、(2)相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局お願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料2をご覧ください。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請がございました。 申請年月日が平成30年7月17日、相続人・被相続人は記載のとおりとなっております。生産緑地番号66、合計面積が1,259平方メートルです。位置図は記載のとおりです。相続の開始年月日が平成29年12月6日となっております。平成30年7月25日に田中喜一郎会長</p>

<p>会 長</p>	<p>が現地確認を行っております。証明願の理由ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるためとなっております。本件につきましては、本総会表決後、農業委員会会長名で、相続人宛てに、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定でございます。</p> <p>ご説明ありがとうございました。 只今、協議事項(2)についてご説明いただきました。 これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ご質問等ないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することといたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>ご異議がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することといたします。</p> <p>続きまして、(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について事務局お願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>それでは、資料3をご覧ください。 平成30年8月17日付け板橋区農業委員会あて、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき板橋区長より諮問がございました。 申請者、住所は表記のとおりです。対象事業は農業省力化事業です。事業経費は413,000円で申請金額は137,000円です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 ご質問が無いようですので、この件については、承認でよろしいでしょうか。 ご異議がないようですので、承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について事務局、ご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、今回は5件です。 内訳は4条関係4件、5条関係1件となっております。 資料4をご覧ください。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、平成30年7月11日から平成30年8月10日までに届出があったもの4件でございます。</p>

<p>書記</p>	<p>まず専決番号1番ですが、土地の所在が赤塚二丁目1964番1、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積の合計が172平方メートル、駐車場への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況につきましては、画面をご覧ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは下赤塚小学校の西側に位置しておりまして現況は駐車場でした。</p>
<p>書記</p>	<p>続きまして専決番号2番ですが、土地の所在が赤塚新町二丁目499番1、499番4、500番1、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積の合計が402.13平方メートル、共同住宅への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況につきましては、画面をご覧ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは下赤塚小学校の西側に位置しておりまして現況は共同住宅でした。</p>
<p>書記</p>	<p>続きまして専決番号3番ですが、土地の所在が徳丸四丁目182番27、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は163平方メートル、共同住宅等への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況につきましては、画面をご覧ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは赤塚第一中学校の北東に位置しておりまして、開発道路6mと共同住宅です。</p>
<p>書記</p>	<p>続きまして専決番号4番ですが、土地の所在が若木二丁目1010番1、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は675平方メートル、駐車場への転用を目的とした届出でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況につきましては、画面をご覧ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは日大豊山女子高の西側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で平成30年7月11日から平成30年8月10日までに届出があったもので、1件です。 専決番号1番、土地の所在が赤塚四丁目1229番3、1240番6、</p>

<p>書記</p>	<p>登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は合計で299平方メートルで、分譲住宅への転用を目的とした届出でございます。譲渡人・譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。現況につきましては、画面をご覧ください。</p>
<p>会長</p>	<p>こちらは、板橋区立美術館の西側に位置しております。現況は更地でした。</p> <p>ご説明ありがとうございました。 これについてご質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料5をご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。平成30年7月11日から平成30年8月10日までの間に照会があったもので、6件ございます。</p>
<p>書記</p>	<p>まず番号1、土地の所在が赤塚三丁目133番3、地目は畑、面積が170平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月26日付、東京地方裁判所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは赤塚新町小学校の北側でございます。現況は共同住宅でした。</p> <p>続きまして番号2、土地の所在が徳丸一丁目366番7、地目は畑、面積は319平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月27日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、徳丸小学校の北側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして番号3をご覧ください。土地の所在が赤塚四丁目1959番1、1960番1、地目は畑、面積は408平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経</p>

	<p>緯はございませんでしたので、その旨を8月3日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、板橋区立美術館の南西に位置しておりまして、戸建住宅でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして番号4をご覧ください。土地の所在が赤塚六丁目1389番3、地目は畑、面積は406平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を8月6日付、東東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、赤塚支所の東側に位置しておりまして、共同住宅でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして番号5をご覧ください。土地の所在が徳丸二丁目112番5、地目は畑、面積は376平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を8月10日付、東東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、東武練馬駅の北側に位置しておりまして、駐車場でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして番号6をご覧ください。土地の所在が前野町五丁目28番1、28番10、28番22、地目は畑、面積は1,193平方メートル、現況は非農地となっております。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を8月14日付、東東京法務局板橋出張所に回答しております。所有者等は記載のとおりです。現況につきましては画面をご覧ください。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、淑徳短期大学の北側に位置しておりまして、共同住宅3棟でした</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局お願いします。</p> <p>それでは資料6をご覧ください。</p> <p>届出年月日は、平成30年8月10日、届出者は記載のとおりでございます。土地の所在は板橋区中台三丁目750番3、地目は畑、現況は不耕作地で、面積は365平方メートルです。権利を取得した日付は平成29年10月31日で、事由は相続でございます。農業委員会のあっせん等の希望はございませんでした。平成30年8月15日に現地を確認し、平成30年8月17日に受理通知書を発送いたしました。</p> <p>詳細につきましては、画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>こちらは、倉庫というお届けがあり、現況はレンタルボックスがございました。</p>
<p>会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>吉田委員どうぞ。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>4条・5条の届出はよくありますが、3条の届出はどのようなお届けですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第三条の三には、相続等で農地等の所有の権利を取得した者はその土地の所在の農業委員会にその旨を届け出なければならないとあります。必ずしも届出があるわけではないので、福島委員がいらっしゃいますので、どういった経緯でお届けが出るのか、ご教示いただければ、有り難いです。</p>
<p>福島委員</p>	<p>いつ、この法律が出来たか詳しくはわかりませんが、私が農地に係る様になった5年前にはありました。枝番がついていますので、比較的新しい法律と思われま。相続とか合併とか何らかの形で権利を得た場合には、通常の三条の場合には農業委員会に届出をして、農地適格者かどうかの判定した上で、許可を出すというのが目的ですが、相続の場合は亡くなられて自動的に引き継がれていきます。このお届けの目的としては、不耕作地を無くすために、使わない農地は、農業委員会に斡旋の希</p>

<p>会 長</p>	<p>望をする為と認識しています。実際には知らない人が多いのですが、罰則規定があります。正確にはいついつまでというのはありませんが、過料という行政罰がありますので、みなさんが相続された時には、お忘れなきように。仕事のことを申し上げますと、不動産の相続の時には司法書士が関わるのですが、農業委員会のお届けは行政書士の仕事となりますので、司法書士が関わらないことがあります。不動産登記の名義の書き換えはやりますけれども、農地のお届けはやらないという司法書士が多いので、農家のみなさんは頭に入れておいてほしいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>(4) 国有農地見回りについて 事務局お願いします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは資料7をご覧ください。国有農地見回り調査結果についてご報告いたします。</p> <p>見回り実施日が平成30年8月22日、見回り実施者は事務局職員2名でございます。</p> <p>調査結果について、まず、(1) 未貸付地及び農耕貸付地についてご報告いたします。現況を画面でご覧いただきながら、ご報告させていただきます。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりですので、省略させていただきます、今回の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>まず1番ですが、形態が未貸付地、今回の状況が空き地で看板及び柵が設置されており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして2番、形態が未貸付地、今回の状況がこちらも空き地で看板及び柵が設置されており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして3番、形態が未貸付地、今回の状況が道路の一部となっており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして4番、形態が未貸付地、今回の状況が倉庫があり、警告の貼紙が貼られており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして5番、形態が未貸付地、今回の状況が資材置場となっており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして6番、形態が未貸付地、今回の状況がこちらも空き地で、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして7番、形態が未貸付地、今回の状況が道路の一部となっており、前回からの変更等はございませんでした。</p> <p>続きまして8番、形態が未貸付地、今回の状況ががけ地でありまして、看板及び柵が設置されており、前回からの変更等はございませんでした。</p>

	<p>続きまして9番、形態が未貸付地、今回の状況がゴルフ練習施設の入口の一部となっており、前回からの変更等はありませんでした。</p> <p>続きまして10番、形態が農耕貸付地、今回の状況が不耕作状態となっており、前回からの変更等はありませんでした。</p> <p>続きまして11番、形態が農耕貸付地、今回の状況がしっかりと耕作されており、前回からの変更等はありませんでした。</p> <p>(2) 転用貸付地22件につきましては、前回からすべて変更はなく、学校の校庭の一部等になっておりましたので、省略させていただきます。</p> <p>今回の調査結果は、総会后、東京都知事宛て報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、報告事項(3) 国有農地見回り調査結果について、ご説明いただきました。</p> <p>これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>よろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>石井委員、どうぞ。</p> <p>10番の借受者のかたは、お金を払っているのですか。</p>
農政担当係長	<p>大きな金額ではないと思われませんが、払っています。</p>
石 井 委 員	<p>このような状態では周りが迷惑ではないかと思えます。</p>
農政担当係長	<p>国有地ですので、毎年、国が指導はしておりますが、耕作するという ことで貸しているそうです。板橋区は指導する権限がなく、毎年調査して、東京都知事あて、報告しております。</p>
石 井 委 員	<p>いくら位なんでしょうね。</p>
農政担当係長	<p>資料があると思いますので調べてみます。</p>
吉 田 委 員	<p>よろしいですか。</p>
会 長	<p>吉田委員、どうぞ。</p>
吉 田 委 員	<p>8番の崖地のところですが、今年東京都のほうで、危険な崖地が指定されたのですが、それに入っているのかどうか、西の方で災害もありま</p>

	<p>したので、危険性はどうか、教えてください。</p>
農政担当係長	<p>写真にありますように、擁壁にはなっておりますが、危険な崖地に入っているか調べて報告します。</p>
会 長	<p>他にご質問ございますか。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p>
書 記	<p>報告事項(5) 農業委員視察の実施について事務局お願いします。</p> <p>それでは、資料8をご覧ください。</p>
	<p>平成30年度 農業委員視察の実施についてご説明いたします。目的は板橋区の農業振興及び農地保全の参考とするためです。</p> <p>実施月日は平成30年10月11(木)または12日(金)日帰りを予定しております。視察場所は茨城県つくば市、みずほの村市場ほか、視察料は1人1,000円です。日程等いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>両日とも全国都市問題会議で長岡にいきます。</p>
書 記	<p>いかがいたしましょうか。 [日程調整]</p>
農政担当係長	<p>事務局で再度持ち帰り再度調整しましょうか。</p>
石井委員	<p>みなさんで行ってきてください。</p>
書 記	<p>それでは、ほかの日程の調整がつかいせんので、石井委員さんには大変申し訳ございませんが、10月11日に決めさせていただきます。</p>
会 長	<p>これについて質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>ご質問等ないようですので、本日の議題についてはすべて終了しました。これをもちまして第14回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時00分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 9月18日(火)午後2時 ・定例総会 9月21日(金)午後2時